

件名	愛媛県中山間地域等直接支払基金条例及び愛媛県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例
主管課	農産園芸課担い手対策室
根拠法令等	<p>中山間地域等直接支払交付金実施要領 (平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)</p> <p>中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 (平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)</p> <p>離島漁業再生支援交付金実施要領の運用 (平成17年4月1日付け16水漁第2498号水産庁長官通知)</p> <p>水産関係地方公共団体交付金等実施要領 (平成22年3月26日21水港第2631号農林水産事務次官通知)</p>
<p>【制定の概要】</p> <p>1 愛媛県中山間地域等直接支払基金条例の廃止 中山間地域等直接支払制度の助成方式が、資金積立方式から単年度毎の所要額交付方式に変更されたため、基金条例を廃止する。</p> <p>2 愛媛県離島漁業再生支援基金条例の廃止 離島漁業再生支援交付金制度の助成方式が、資金積立方式から単年度毎の所要額交付方式に変更されたため、基金条例を廃止する。</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p>	